令和2年度

「九州バリアフリー等連絡会議」「移動等円滑化評価会議九州分科会」

日時:令和2年8月31日(月)14:00~16:00

場所: JR 博多シティ10階大会議室

議事次第

- 1. 開会挨拶
- 2. 議事
 - ① 移動等円滑化評価会議九州分科会等の規定の一部改正について
 - ② 国土交通省の九州における主な取組について
 - ③ 各団体におけるバリアフリー化の取組について
- 3. 意見交換
- 4. 閉 会

《配付資料》

〈I 基本資料〉

議事次第

出席者名簿

配席図

〈Ⅱ 議事資料〉

資料 1 移動等円滑化評価会議九州分科会等の規定の一部を改正する案について

〈Ⅲ 発表資料〉

資料2 九州運輸局管内におけるバリアフリーの現状と取組について

資料3 バリアフリー実績報告について (九州旅客鉄道(株))

資料4 駅におけるバリアフリーの取り組みについて(西日本鉄道(株))

資料5 「福岡市バリアフリー基本計画」について(福岡市)

資料6 会社概要並びにマスタープランについて(福岡国際空港(株))

資料7 意見交換 発表テーマ・資料

参考: トイレの利用に心のバリアフリーを!(リーフレット)

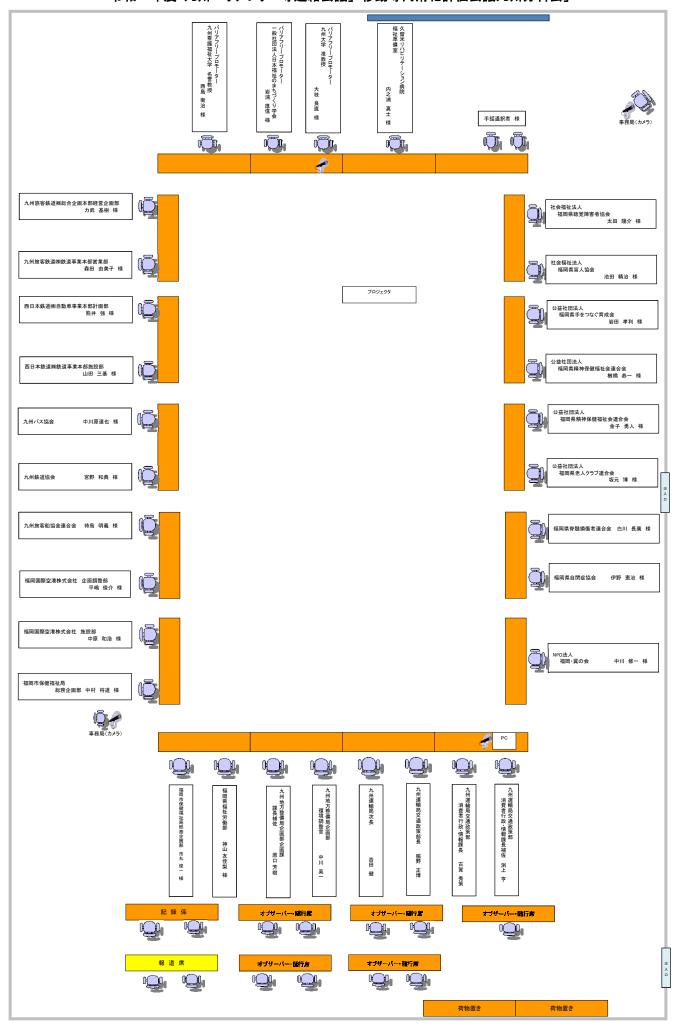
バリアフリーマップ作成マニュアル (冊子) コミュニケーションハンドブック (冊子)

令和2年「九州バリアフリー等連絡会議兼移動等円滑化評価会議九州分科会」参加者名簿

別紙1

番号	組織	職名		氏名	備考
1		九州大学大学院工学研究院	准教授	大枝 良直	
2	バリアフリー	久留米リハビリテーション病院(代理出席)	福祉施設準備室	内之浦 真士	
3	プロモーター 兼有識者	九州看護福祉大学	名誉教授	西島 衛治	
4		一般社団法人 日本福祉のまちづくり学会	九州沖縄支部長	岩浦 厚信	
5		九州旅客鉄道(株)鉄道事業本部営業部企画課	副課長	森田 由美子	
6		九州旅客鉄道(株)総合企画本部経営企画部	担当課長	力武 基樹	
7		西日本鉄道(株)鉄道事業本部施設部駅施設課	課長	山田 三基	
8		西日本鉄道(株)自動車事業本部計画部計画課	課長	熊井 強	
9	施設設置			大内 優彦	
10	管理者	九州鉄道協会	事務局長	宮野 和典	
11		九州バス協会	専務理事	中川原 達也	
12		九州旅客船協会連合会	専務理事	待鳥 明義	
13		福岡国際空港(株)経営企画本部企画調整部	企画調整課長	平嶋 俊介	
14		福岡国際空港(株)施設・技術本部施設部	施設計画課長	中原 和浩	
15		社会福祉法人 福岡県盲人協会	会長	池田 精治	
16		社会福祉法人 福岡県聴覚障害者協会	事務局長	太田 陽介	
17		公益社団法人 福岡県手をつなぐ育成会	事務局長	岩田 孝利	
18	4-4.1	公益社団法人 福岡県精神保健福祉会連合会	副会長	楢橋 恭一	
19	福祉・障がい者		事務局長	金子 勇人	
20	団体	公益社団法人 福岡県老人クラブ連合会	会長	坂元 博	
21		福岡県脊髄損傷者連合会	北九州支部事務局長	白川 長廣	
22		福岡県自閉症協会	会長	伊野 憲治	
23		NPO法人 福岡・翼の会	理事長	中川 修一	
24		福岡県	福祉労働部障がい福祉課	神山 友佳梨	
25	行政	福岡市	保健福祉局総務企画部地域福祉課長	中村 将道	
26			バリアフリー推進係長	市丸 俊一	
27		国土交通省九州運輸局	次長	吉田 健	
28		国土交通省九州地方整備局	企画部 環境調整官	中川 英一	
29	事 数 尸		企画課長補佐	原口 芳樹	
30	事務局	国土交通省九州運輸局	交通政策部長	脇野 正博	
31			消費者行政·情報課長	古賀 秀策	
32			消費者行政•情報課長補佐	渕上 亨	

令和二年度「九州バリアフリー等連絡会議」「移動等円滑化評価会議九州分科会」



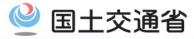
九州運輸局管内におけるバリアフリーの現状と取組

令和2年8月31日

九州運輸局交通政策部 消費者行政•情報課



移動等円滑化の目標達成状況の概要(2018年度末)



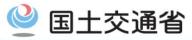
バリアフリー法に基づく基本方針に定められた整備目標達成に向け、移動等円滑化を推進。

		2018年度末の	2020年度末までの目標(令和2年度末)
		目標達成状況	
鉄軌道駅※	(1	90%	〇3,000人以上を原則100% 〇この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う 〇その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化
	ホームドア・ 可動式ホーム柵	84路線 783駅	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に 勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進 ※交通政策基本計画において2020年度までに約800駅の整備を行う
鉄軌道車両	i	73%	約70%
バスターミ	- -ル※1	94%	○3,000人以上を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
乗合バス	ノンステップバス	59%	約70%(対象から適用除外認定車両(高速バス等)を除外)
車両	リフト付きバス等	5%	約25%(リフト付バス又はスロープ付きバス。適用除外認定車両(高速バス等)を対象)
		1,013台	約2,100台
旅客船ターミナル※1		100%	〇3,000人以上を原則100% 〇離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 〇その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		46%	○約50% ○5,000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
航空旅客タ	ーミナル※1	87%	○3,000人以上を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
航空機		98%	原則100%
福祉タクシー		29,516台 12,533台	- 約44,000台
	区内の主要な生活関	89%	原則100%
園路及び広	:場	51%*2	約60%
駐車場		48%*2	約60%
便所		35%*2	約45%
特定路外駐車場		65%	約70%
2,000㎡以上の特別特定建築物のストック		60%	約60%
		99%	原則100%
	鉄 バ 乗車貸 旅 旅用 航 航福 重連園駐便特のス要 は な と	可動式ホーム柵 鉄軌道車両 バスターミナル※1 乗合バス	### ### ### ### #####################

^{※1} 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

^{※2 2018}年度末の数値は集計中であるため2017年度末の数値

九州におけるバリアフリーの現状



九州運輸局管内県別 バリアフリー情報

旅客施設 (平成31年3月31日現在)

☆ 鉄軌道駅のバリアフリー化施設整備状況

都道府県	平均的 利用者数 3,000人/日 以上の 施設数	段差の解消 (施設数)	割合 (%)	視覚障害者 誘導用 ブロック (施設数)	割合 (%)	トイレ設置(施設数)	障害者用 トイレの 設置 (施設数)	割合 (%)
福岡県	147	137	93.2%	126	85.7%	140	97	69.3%
佐賀県	7	7	100.0%	5	71.4%	6	5	83.3%
長崎県	21	11	52.4%	13	61.9%	9	8	88.9%
熊本県	19	13	68.4%	14	73.7%	12	8	66.7%
大分県	9	6	66.7%	6	66.7%	8	5	62.5%
宮崎県	2	2	100.0%	2	100.0%	2	1	50.0%
鹿児島県	18	10	55.6%	8	44.4%	11	7	63.6%
九州	223	186	83.4%	174	78.0%	188	131	69.7%
全国	3,588	3,243	90.4%	3,399	94.7%	3,343	2,901	86.8%

☆パスターミナルのパリアフリー化施設整備状況

都道府県	平均的 利用者数 3,000人/日 以上の 施設数	段差の解消 (施設数)	割合 (%)	視覚障害者 誘導用 ブロック (施設数)	割合 (%)	トイレ設置(施設数)	障害者用 トイレの 設置 (施設数)	割合 (%)
福岡県	8	8	100.0%	8	100.0%	8	7	87.5%
佐賀県	0	_	_	_	_	_	_	_
長崎県	4	3	75.0%	4	100.0%	4	4	100.0%
熊本県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
大分県	0	_	_	_	_	_	_	_
宮崎県	0	_	_	_	_	_	_	_
鹿児島県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
九州	14	13	92.9%	14	100.0%	14	13	92.9%
全国	47	44	93.6%	45	95.7%	40	30	75.0%

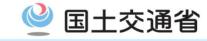
☆ 旅客船ターミナルのパリアフリー化施設整備状況

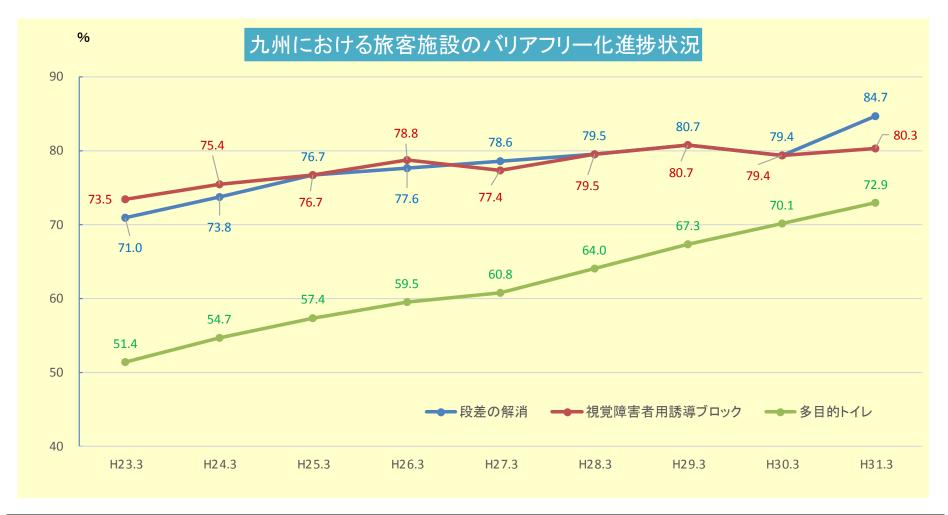
都道府県	平均的 利用者数 3,000人/日 以上の 施設数	段差の解消 (施設数)	割合 (%)	視覚障害者 誘導用 ブロック (施設数)	割合 (%)	トイレ設置(施設数)	障害者用 トイレの 設置 (施設数)	割合 (%)
福岡県	0	-	_	_	-	_	_	-
佐賀県	0	_	_	_	_	_	_	_
長崎県	0	_	_	_	_	_	_	_
熊本県	0	_	_	_	_	_	_	_
大分県	0	_	_	_	_	_	_	_
宮崎県	0	_	_	_	_	_	_	_
鹿児島県	4	4	100.0%	4	100.0%	4	4	100.0%
九州	4	4	100.0%	4	100.0%	4	4	100.0%
全国	14	14	100.0%	11	78.6%	12	11	91.7%

☆ 航空旅客ターミナルのバリアフリー化施設整備状況

都道府県	平均的 利用者数 3,000人/日 以上の 施設数	段差の解消 (施設数)	割合 (%)	視覚障害者 誘導用 ブロック (施設数)	割合 (%)	トイレ設置(施設数)	障害者用 トイレの 設置 (施設数)	割合 (%)
福岡県	3	3	100.0%	3	100.0%	3	3	100.0%
佐賀県	0	_	_	_	_	_	_	_
長崎県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
熊本県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
大分県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
宮崎県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
鹿児島県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
九州	8	8	100.0%	8	100.0%	8	8	100.0%
全国	37	32	86.5%	36	97.3%	37	34	91.9%

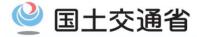
九州におけるバリアフリーの現状





年. 月	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3
段差の解消	71.0	73.8	76.7	77.6	78.6	79.5	80.7	79.4	84.7
視覚障害者用誘導ブロック	73.5	75.4	76.7	78.8	77.4	79.5	80.7	79.4	80.3
多目的トイレ	51.4	54.7	57.4	59.5	60.8	64.0	67.3	70.1	72.9

九州におけるバリアフリーの現状



九州運輸局管内県別 バリアフリー情報

車両等 (平成31年3月31日現在)

☆ 鉄軌道車両

都道府県	車両の総数	移動円滑化 基準適合車両	割合(%)
福岡県	2,228	1,007	45.2%
佐賀県	0	0	_
長崎県	111	27	24.3%
熊本県	104	42	40.4%
大分県	2	2	100.0%
宮崎県	0	0	_
鹿児島県	56	17	30.4%
九州	2,501	1,095	43.8%
全国	52,673	38,564	73.2%

☆ 旅客船

都道府県	船舶の総数	移動円滑化 基準適合車両	割合(%)
福岡県	33	20	60.6%
佐賀県	7	3	42.9%
長崎県	52	27	51.9%
能本県	10	3	30.0%
大分県	14	6	42.9%
宮崎県	4	0	0.0%
鹿児島県	20	13	65.0%
山口県	16	4	25.0%
九州	156	76	48.7%
全国	666	308	46.2%
ツェル字をロはルロョルエ	明とままなごと体わに合わる	は、実験ロー ねた同型にが	ハルナフしいこんサーナいって

※九州運輸局は山口県の下関海事事務所を管轄に含むため、運輸局データを県別に細分化するという作業において は、山口県を九州の地域として追加している。

☆パス車両

	車両の総数	対象車両数	低床	バス	ノンステ	ップバス
都道府県	年间 <i>5</i> 7%数 (A)	(B)	移動円滑化 基準適合数(D)	割合(%) (D)/(A)	移動円滑化 基準適合数(E)	割合(%) (E)/(B)
福岡県	2,873	2,252	2,155	75.0%	731	32.5%
佐賀県	391	244	213	54.5%	108	44.3%
長崎県	1,563	1,203	691	44.2%	346	28.8%
能本県	980	640	442	45.1%	324	50.6%
大分県	640	408	234	36.6%	83	20.3%
宮崎県	449	353	186	41.4%	106	30.0%
鹿児島県	1,336	989	332	24.9%	219	22.1%
九州	8,232	6,089	4,253	51.7%	1,917	31.5%
全国	60,402	46,872	40,878	67.7%	27,574	58.8%

☆ 福祉タクシー

	移動円滑化	
都道府県	基準適合車両	UDタクシー
福岡県	751	295
佐賀県	88	28
長崎県	269	60
能本県	324	53
大分県	293	120
宮崎県	193	40
鹿児島県	272	78
九州	2,190	674
全国	29,516	12,533

信号機等

※地域については管区警察局等の管轄区域を基本としており、内訳は以下のとおり。

北海道警察(北海道)

東北(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

警視庁(東京都)

関東(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)

中部(富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県)

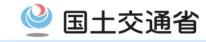
近畿(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

中国(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

四国(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

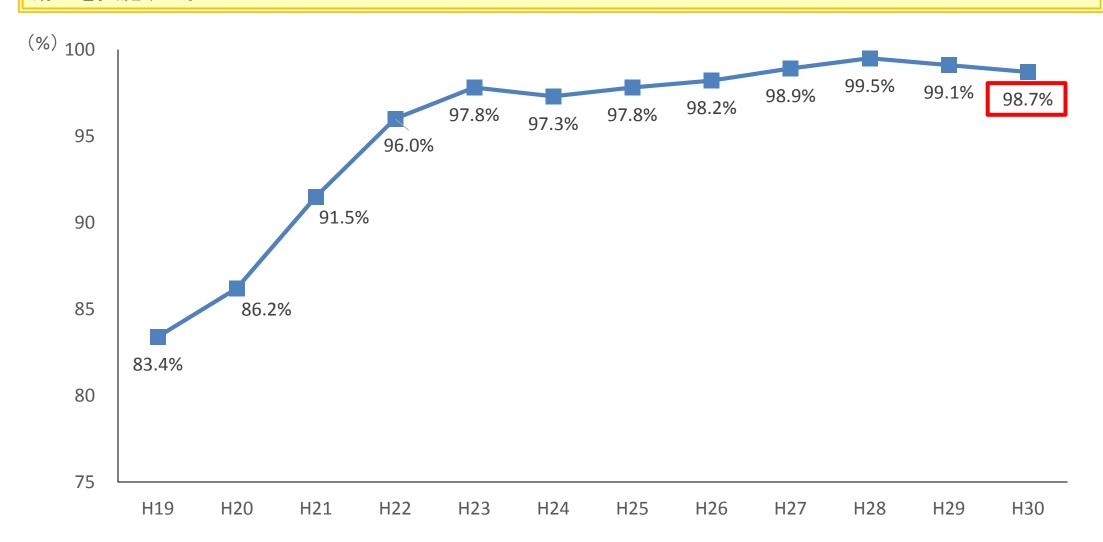
九州(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

信号機等のバリアフリー化の推移(全国) ※警察庁資料

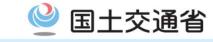


◆信号機等のバリアフリー化の目標

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、令和2年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施する。



信号機等のバリアフリー状況(地域別) ※警察庁資料



・重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化は、全体的には着実に進んでいる。

(警察庁資料による)

北海道	東北	東京都	関東	中部
99.1%	97.2%	96.5%	98.8%	98.2%

近畿	中国	四国	九州
99.9%	100.0%	100.0%	99.8%

全国平均	
98.7%	

※管区警察局別

(平成30年度末時点)

九州運輸局におけるバリアフリーへの取組



心のバリアフリー施策の推進(交通バリアフリー教室の開催)

高齢者や障がい者等の介助体験、疑似体験等を通じて、バリアフリーについて理解を深めると共にボランティアに関する意識を高め「心のバリアフリー」社会の実現を目指します。

九州運輸局「バリアフリー教室」開催状況

令和2年3月31日現在

	開催年月日	開催場所	参加者等
127	令和 元年 8月21日	かごしま県民交流センター(鹿児島市)	一般乗合旅客事業者及び従業員12名
128	令和 元年 9月 4日	大分港 (大分市)	旅客航路事業者船員及び運航担当35名
129	令和 元年10月 4日	鎮西小学校(田川市)	小学4年生63名
130	令和 元年10月17日	若菜小学校 (飯塚市)	小学4年生62名
131	令和 元年11月 6日	香椎小学校(福岡市)	小学 4 年生114名
132	令和 元年11月26日	西都小学校(福岡市)	小学 4 年生153名
133	令和 元年11月29日	脇山小学校(福岡市)	小学4年生21名
134	令和 元年12月 4日	椋本小学校 (飯塚市)	小学4年生54名
135	令和 2年 2月27日	博多ふ頭第2ターミナル	旅客航路事業者船員及び運航担当50名

※赤枠の教室は、実際に障がい者の方に参加協力を頂いて実施しました。

令和元年度交通バリアフリー教室の取組

- ・障がい者への理解をより深めるため、障がい者の方々にバリアフリー教室へ参加してもらう(疑似体験講師、講話、ディスカッション)。
- ・報道機関等に取材要請を行い、ニュースに取り上げてもらうことで取組み内容を広く周知。
- ・小学校を訪問し、校長先生に九州運輸局が行っているバリアフリー教室の説明及び開催のための活動を行った。



(搭乗橋での車いす体験)

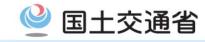


(バスを利用しての体験)



(盲導犬の訓練)

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の作成促進



~地域公共交通調査等事業 (地域公共交通バリアフリー化調査事業)~

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく、移動等円滑化促進方針の策定に要する調査経費を支援。

地域公共交通バリアフリー化調査事業

- ○補助対象者:バリアフリー法第24条の4第1項に規定する協議会の構成員である市町村
- ○補助対象経費:地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針 の策定に必要な調査経費
 - 協議会開催等の事務費
 - ・住民・利用者アンケートの実施費用
 - ・短期間の実証調査のための費用
- ○補助率:1/2(上限500万円)

- ・地域のデータの収集・分析の費用
- 専門家の招聘費用

等

〈令和元年度交付決定市町村〉

- •北海道長万部町
- •青森県三沢市
- •東京都新宿区
- •新潟県糸魚川市
- •富山県射水市
- •三重県伊勢市
- •大阪府池田市
- •奈良県奈良市
- •兵庫県明石市
- ·山口県宇部市
- •福岡県飯塚市
- ·長崎県長崎市

<<移動等円滑化促進方針制度の概要>>

市町村による移動等円滑化促進方針の策定(努力義務) (移動等円滑化促進地区の指定)

- ▶対象は、
 - 生活関連施設を取り巻く徒歩圏、生活関連施設間の経路
 - 都市機能増進上有効・適切な地区
- ▶都道府県による支援
- ▶まちづくり(都市マス・公共交通網)との連携確保

旅客施設等の新設等に係る事前届出(義務)

 $\hat{\Gamma}$

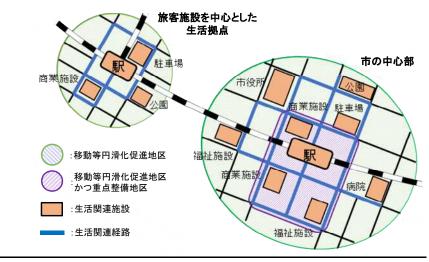
市町村による要請等

施設間連携を誘導

市町村の求めに応じた 施設設置管理者による 情報提供 (義務又は努力義務)

> バリアフリーマップ 作成促進

移動等円滑化促進方針及び基本構想のイメージ



≪参考資料≫

- ・『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』
- •『交付要綱•実施要領』

: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html

: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

基本構想の作成状況



バリアフリー基本構想の概要



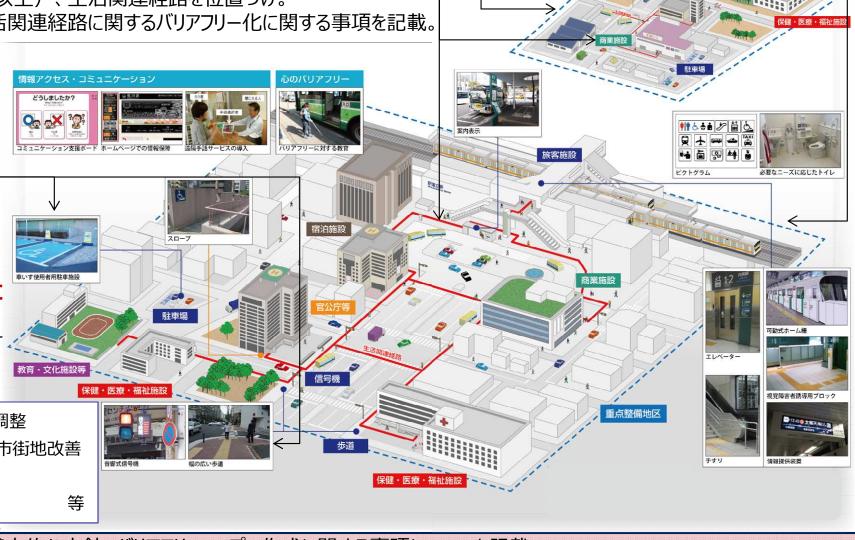


バリアフリー基本構想の作成イメージ



重点整備地区

- ●重点整備地区の位置・区域
 - 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。
- ●生活関連施設·生活関連経路
 - 生活関連施設(3以上)、生活関連経路を位置づけ。
 - 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。
- ●実施すべき特定事業 その他の事業に関する 事項
 - 事業内容
 - 対象施設
 - 事業者
 - 整備内容
 - 事業実施時期 等を記載。
- ●移動等円滑化のために 必要な事項
 - 重点整備地区におけ るバリアフリー化に関 する事項を記載。
 - 市街地開発事業との調整
 - 駐輪施設の整備等の市街地改善
 - 交通手段の充実
 - ソフト施策



駅を含まない重点整備地区

都道府県による市町村に対する支援



- マスタープラン・基本構想を作成する自治体は、必要に応じて都道府県から必要な助言その他の援助を求めることができる。
- 都道府県は、市町村の境界を越えた面的なバリアフリー化の調整の仲介等や、他の市町村の作成 事例等の提供を行うなど、広域的な見地から支援することが重要。

< 市町村によるマスタープラン・基本構想作成における都道府県の関与>

○ 市町村が都道府県に期待する主な役割

- 地方公共団体規模別の先進事例の紹介
- 基本構想等作成に関する勉強会やセミナーの開催
- 基本構想等の作成・見直し時の財政・人的支援
- 具体の事業を実施する際の関係機関等との調整
- 旅客施設が市町村境界に存する場合などの広域的 な見地からの調整
- 協議会への参画
- 各施設設置管理者に対する特定事業計画作成の 働きかけ
- 施設設置管理者としての意見・協力
- 県内市町村における共通運用ルールなどのとりまとめ

等

(H30「基本構想作成における都道府県の関与の実態把握等に 関するアンケート調査」(国土交通省)より)

管内市区町村の作成状況の提供 <神奈川県>

都道府県のホームページにおいて管内 市町村の基本構想の作成状況を提供しており、基本構想未作成の市町村等に対して、先進事例を提供する有効な手段となっている。

<神奈川県ホームページより>

| 県内の市町村の基本構想作成状況 (平成29年4月現在)

これまでに基本構想を作成した市町村・・・「17市町」 ※基本構想で定めた重点整備地区の中心となる旅客施設名と作成(または改定)年度を明記して います。

/ 相模原市 相模大野駅 (H14年5月) 藤野駅 (H15年8月) 橋木駅周辺地区 (H23年9月

セミナーの開催 <奈良県>

県、運輸局、整備局で「基本構想作成推進セミナー」を 共催。

セミナーと合わせて各市町村 に個別説明等を実施した結 果、基本構想の作成につながった例もある。



地方自治体が作成するパリアフリー基本構想の取り組みを推進するため、近畿地方整備局及び府県と連携 し、地方自治体のパリアフリー担当部門及び交通事業者を対象に、基本構想策定推進セミナーを開催しています。

平成26年度は、奈良県において、開催いたしました。

■奈良県バリアフリー基本構想策定推進セミナー

日 時: 平成26年11月7日(金)14:00~16:30 場 所: 橿原市役所内会議室・近鉄八木西口駅ほか

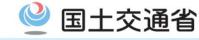
共 催:近畿運輸局、奈良県 出席者:奈良県内の市町村担当者 6市7町1村 22名

- ・当事者参加で進めるパリアフリー実践の経験を通じて (兵庫県立福祉のまちづくり研究所 北川 博巳氏)
- ・バリアフリー施策の取り組みの現状(近畿運輸局) ・橿原市バリアフリー基本構想の運営について(橿原市)
- ・ 奈良県内のパリアフリー基本構想に関する現状について(奈良県)
 ②橿原市パリアフリー化状況脱明
 ・ 鉄道駅のパリアフリー化について(近畿日本鉄道株式会社)
 - 機原市重点整備地区内のパリアフリー化について (近畿地方整備局奈良国道事務所

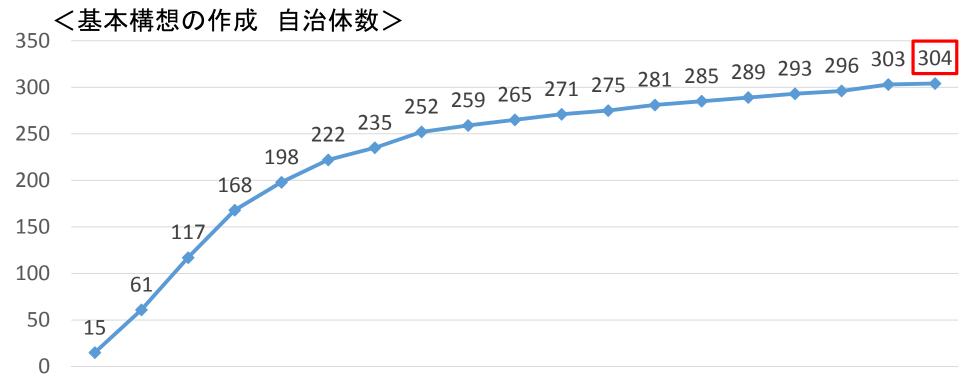
<近畿運輸局ホームページより>



全国における基本構想の作成状況 (令和2年3月末時点)



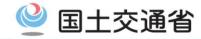
- ・全国における基本構想は、304市区町において作成されており、作成率は約2割となっている。
- ・人口規模が比較的大きい「市・区」で見ると、作成率は3分の1となっており、そのうち政令市・中核市・特別区は8割以上となっている。



H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1

							_		
	全国	市・区	政令市	中核市	その他の市	特別区	町	村	
作成率	17.5 %	34.5 %	95.0 %	82.8 %	27.0 %	91.3 %	3.1 %	0.0 %	
作成数	304 / 1741	281 / 815	19 / 20	48 / 58	193 / 714	21 / 23	23 / 743	0 / 183	

地域別 基本構想の作成状況 (平成2年3月末時点)



※ブロック内訳は、運輸局と同じ

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部
作成数	16	12	93	17	43
作成率	8.9 %	5.3 %	27.1 %	12.1 %	24.3 %
TF 八 平	16 / 179	12 / 227	93 / 343	17 / 141	43 / 177
され 古・区の佐成家	40.0 %	14.3 %	41.2 %	26.7 %	38.1 %
うち市・区の作成率	14 / 35	11 / 77	89 / 216	16 / 60	40 / 105

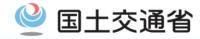
	近畿	中国	四国	九州	沖縄	
作成数	78	20	6	18	1	
作成率	39.4 %	18.7 %	6.3 %	7.7 %	2.4 %	
TF 八 个	78 / 198	20 / 107	6 / 95	18 / 233	1 / 41	
これ 末。区の佐藤蓉	62.2 %	33.3 %	15.8 %	15.7 %	9.1 %	
うち市・区の作成率	69 / 111	18 / 54	6 / 38	17 / 108	1 / 11	

	作成数	作成率	うち市・区の 作成率			
全国	304	17.5 % 304 / 1741	34.5 % 281 / 815			

※赤塗り箇所: 全国平均以上 ※青塗り箇所:

全国平均以下

九州における基本構想策定状況



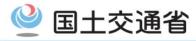
バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本 理念として明記されている。地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進するため、市町村が移動等円滑化促進方針及び基本構想 を策定し定期的な評価・見直しを努力義務としている。

1日あたりの平均利用者数が3000人以上の旅客施設を所在する市町村

(資料:移動等円滑化実績等報告書 平成31年3月31日現在)

	市町村		旅客施設数				市町村		旅客施設数				
		鉄軌道駅	鉄軌道駅 バス(タ) 港(タ) 空港		空港(タ)	小計	□□□↑⅓		鉄軌道駅	バス(タ)	港(タ)	空港(タ)	小計
	福岡市	63	3		2	2 佐賀市		佐賀市	1				
	北九州市	30	3		1		唐津市	1				ı	
	大牟田市	3					佐賀県武雄	鳥栖市	2				7
	久留米市	4	1					武雄市	1				′
	直方市	1						神埼市	1				
	飯塚市	1	1					基山町	1				
	柳川市	1					L L	長崎市	14	3			
	筑後市	1						佐世保市	3	1			
	行橋市	1					長崎県	諫早市	2				20
	豊前市	1						大村市	1			1	
	中間市	1						長与町	1				
	小郡市	2						熊本市	13	1			21
	筑紫野市	7						八代市	2				
	春日市	3						玉名市	1				
福岡県	大野城市	4				158	熊本県	宇土市	1				
	宗像市	3						宇城市	1				
	太宰府市	3						大津町	1				
	古賀市	3						益城町				1	
	福津市	2						大分市	5				
	糸島市	2					上八旧	別府市	3				
	宇美町	1					大分県	中津市	1				10
	篠栗町	1						国東市				1	
	新宮町	1					宮崎県	宮崎市	2			1	3
	粕屋町	2				1		鹿児島市	12	1	3		
	水巻町	1				鹿児島県	薩摩川内市	1					
	岡垣町	1					日置市	1				_	
	遠賀町	1					展児島県	霧島市	2			1	2
	桂川町	1					垂水市			1			
	苅田町	2				1		姶良市	2				
	小計	147	8	0	3	158		小計	76	6	4	5	9
	※ は令和2	2年3月末現在 <i>0</i>)基本構想作	成済み市町	 T村		合計	58市町村	223	14	4	8	24

市町村に対するバリアフリープロモートの実施



●ハリアフリープロモートの実施

市町村が、「バリアフリー法」に基づき作成する、基本構想の策定促進のため、将来的に基本構想作成予定あり(時期未定)の市町村に対し策定に向けたプロモート活動を実施しています。

【活動状況】

平成26年度

- ●福岡県粕屋町
- ●佐賀県嬉野市

平成27年度

- ●福岡県糸島市
- ●長崎県佐世保市
- ●福岡県北九州市
- ●福岡県大野城市
- ●福岡県小郡市
- ●鹿児島県霧島市

平成28年度

- ●福岡県苅田町
- ●佐賀県神埼市
- ●宮崎県日向市
- ●宮崎県高鍋町
- ●宮崎県日南市

平成29年度

- ●福岡県豊前市
- ●鹿児島県いちき 串木野市
- ●鹿児島県日置市
- ●鹿児島県垂水市
- ●大分県豊後大野市
- ●大分県臼杵市
- ●大分県佐伯市
- ●大分県津久見市
- ●佐賀県吉野ヶ里町
- ●佐賀県多久市
- ●長崎県松浦市

平成30年度

- ●福岡県田川市
- ●福岡県飯塚市
- ●佐賀県嬉野市
- ●大分県大分市
- ●大分県別府市
- ●大分県中津市

平成31年度

- ●福岡県北九州市
- ●福岡県新宮町
- ●福岡県築上町
- ●大分県別府市
- ●大分県宇佐市
- ●大分県佐伯市
- ●宮崎県宮崎市

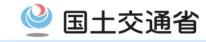
【プロモートの結果 自治体からの感想】

- プロモートにより「基本構想」の概要等が理解できた。
- 新しい総合計画を策定しているので基本構想も含め検討したい。
- 基本構想を庁舎内で横展開し周知したいが、庁舎内の調整が難しい。など

ハード・ソフト取組計画の作成状況



公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進



○エレベーターやホームドアの整備等、既存の施設を含む更なるハード対策、旅客支援等の ソフト対策を一体的に推進する必要



- ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成
- ▶一定規模以上の事業者*1が、ハード・ソフト取組計画*2の作成・取組状況の報告・公表を行う
- ※1 ①平均利用者数が3000人以上/日である旅客施設を設置・管理する事業者 ②輸送人員が100万人以上/年である事業者 等
- ※2 計画に盛り込むべき項目:施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【施設整備】



【旅客支援】

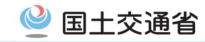


【情報提供】



【教育訓練】

ハード・ソフト一体となった取組 (ハード・ソフト計画制度)



公共交通事業者等の判断基準

事業者が取り組むべき措置の 具体的な内容

達成すべき目標

計画的に取り組むべき措置

国土交通大臣が、以下についてメニューを定めて公表

- ・施設・車両等の施設整備
- ・適切な情報の提供

- ・乗降についての介助、旅客施設における誘導等の旅客支援
- ・職員等に対する教育訓練
- ・公共交通事業者等が上記の目標を達成するために整備するべき推進体制等を定めること 等

必要があると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、指導及び助言

ハード・ソフト計画制度

※輸送人員数が相当数であること等の要件に該当する者のみ

公共交通事業者等が、毎年度、計画作成

- I 課題及び今後の対応方針
- Ⅱ 移動等円滑化に関する措置
- Ⅲ 移動等円滑化するためにⅡと相まって取り組む措置
- Ⅳ 前年度計画書との比較
- V その他計画に関連する事項

公共交通事業者等が、毎年度、**定期報告**

- I 前年度の公共交通移動等円滑化計画の実施状況
- (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
- (2) 移動等円滑化するために(1)と相まって取り組む措置の 実施状況
- Ⅱ 旅客施設及び車両等の移動等円滑化の達成状況

公共交通事業者等が、毎年度、**公表**

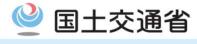
移動等円滑化の状況が判断基準に照らして 著しく不十分であると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**勧告** (※旅客施設及び車両等に係る技術水準等の事情を勘案)

勧告に従わなかったとき

国土交通大臣が、公表

ハード・ソフト取組計画 移動等円滑化取組計画書の作成状況



令和元年度より、一定規模以上の公共交通事業者等(利用者の約9割をカバー)にあっては、バリアフリー法に基づき、毎年度ハード・ソフト両面の取組に関する「移動等円滑化取組計画書」を国に提出し、また当該計画書を公表することが義務づけられています。

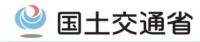
■モード別対象者数及び提出数

モード別	対象事業者数	提出事業者数
1.鉄道	71	71
2.軌道	25	25
3.乗合バス	141	141
4.バスターミナル	11	11
5.貸切バス	5	5
6.タクシー	75	75
7.旅客船ターミナル	7	7
8.旅客船	7	7
9.航空旅客ターミナル	27	27
10.航空機	10	10
合計	379	379

※対象事業者の公表先を一覧でまとめたのでご参考にして下さい。

く事業者一覧ページン

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000211.html



令和元年度より、一定規模以上の公共交通事業者等にあっては、バリアフリー法に基づき、毎年度、ハード・ソフト両面の取組に関する「移動等円滑化取組計画書」を国に提出し、また、当該計画書を公表することが義務づけられています。

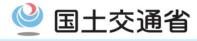
以下のとおり、九州ブロックの対象事業者の公表先を一覧でまとめたので、ご参考にしてください。

【鉄 道・軌 道】

事業者名	掲載日	掲載箇所		
九州旅客鉄道株式会社	R2.6.29	https://www.jrkyushu.co.jp/company/other/		
西日本鉄道株式会社	R2.6.30	http://www.nishitetsu.co.jp/safety/		
福岡市交通局	R2.6.30	https://subway.city.fukuoka.lg.jp/subway/barrier/universal/		
筑豊電気鉄道株式会社		http://www.chikutetsu.co.jp/railway/		
北九州高速鉄道株式会社	R2.6.18	http://www.kitakyushu-monorail.co.jp/		
長崎電気軌道株式会社	R2.6.19	http://www.naga-den.com/publics/index/24/		
熊本市交通局	R2.7.6	http://www.kotsu-kumamoto.jp		
鹿児島市交通局	R2.7.1	p://www.kotsu-city-kagoshima.jp/topics/25320/		

【バスターミナル】

事業者名	掲載日	掲載箇所
博多バスターミナル株式会社		http://www.h-bt.jp/bus/pdf/idou-enkatu.pdf
福岡市	R2.6.17	https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/tyuushajo/hp/idoutouennkatukatorikumikeikakusyo.html



【乗合バス】

事業者名	掲載日	掲載箇所
西日本鉄道株式会社	R2.6.30	http://www.nishitetsu.co.jp/pdf/safety/barrierfreeplan_bus.pdf
長崎自動車株式会社	R2.6.26	https://www.nagasaki-bus.co.jp/bus/pdf/idoukeikakusyo2020.pdf
南国交通株式会社		https://nangoku-kotsu.com/about/jigyou/bus/#info
長崎県交通局	R2.6.26	https://www.keneibus.jp/MovementFacilitationPlan/index.html
西鉄バス北九州株式会社	R2.6.30	https://nishitetsu-ktq.jp/191029_enkatsu.pdf
北九州市交通局	R2.6.29	https://kitakyushucity.jp/about/%e7%a7%bb%e5%8b%95%e7%ad%89%e5%86%86%e6%bb%91%e5%8c%96%e5%8f% 96%e7%b5%84%e8%a8%88%e7%94%bb/%e7%a7%bb%e5%8b%95%e7%ad%89%e5%86%86%e6%bb%91%e5%8c% 96%e5%8f%96%e7%b5%84%e8%a8%88%e7%94%bb/
西鉄バス久留米株式会社	R2.6.30	https://www.nnr.co.jp/bus_kurume/barrierfreeplan_bus_kurume.pdf
西鉄バス筑豊株式会社	R2.6.30	http://www.nnr.co.jp/bus_chikuho/barrierfreeplan_bus_chikuho.pdf
西鉄バス大牟田株式会社	R2.6.30	http://www.nnr.co.jp/bus_omuta/barrierfreeplan_bus_omuta.pdf
西鉄バス宗像株式会社	R2.6.30	http://www.nnr.co.jp/bus_munakata/barrierfreeplan_bus_munakata.pdf
西鉄バス二日市株式会社	R2.6.30	http://www.nnr.co.jp/bus_futsukaichi/barrierfreeplan_bus_futsukaichi.pdf
佐賀市交通局	R2.6.30	http://c30hiddm.mwprem.net/info/2020/07/post-292.html
西鉄バス佐賀株式会社	R2.6.30	http://www.nnr.co.jp/bus_saga/barrierfreeplan_bus_saga.pdf
九州産交バス株式会社		https://www.kyusanko.co.jp/sankobus/frombus/pdf/pdf_ksbus_enkatsu.pdf
大分交通株式会社		http://www.oitakotsu.co.jp/pdf/enkatsuka.pdf
鹿児島交通株式会社		営業所に掲載:鹿児島、鹿児島西、指宿、川内、加世田、国分、鹿屋、都城
鹿児島市交通局	R2.7.1	http://www.kotsu-city-kagoshima.jp/topics/23096/



【タクシー】

事業者名	掲載日	掲載箇所	
福岡西鉄タクシー(株)		営業所に掲載(西、大楠、二日市)	
(株)姪浜タクシー		営業所に掲載(本社)	
福岡第一交通(株)		tp://www.daiichi-koutsu.co.jp/torikumi/barrierfree/	
北九州第一交通(株)		http://www.daiichi-koutsu.co.jp/torikumi/barrierfree/	
鹿児島第一交通(株)		ttp://www.daiichi-koutsu.co.jp/torikumi/barrierfree/	
宮崎第一交通(株)		http://www.daiichi-koutsu.co.jp/torikumi/barrierfree/	
第一交通(株)		http://www.daiichi-koutsu.co.jp/torikumi/barrierfree/	

【旅客船】

事業者名	掲載日	掲載箇所	
ハウステンボス株式会社		ttp://www.huistenbosch.co.jp/ship-safetypolicy/	
鹿児島市船舶局		http://www.city.kagoshima.lg.jp/sakurajima-ferry/gaiyo/sonota.html	
福岡市		専多港営業所に掲示	

【旅客船ターミナル】

事業者名	掲載日	掲載箇所	
鹿児島県		https://www.pref.kagoshima.jp/ah09/idoutouenkatsuka.html	



【航空旅客ターミナル】

事業者名	掲載日	掲載箇所	
北九州エアターミナル(株)	R2.6.30	http://www.kitakyu-air.jp/airport_guide/barrier_free.html	
長崎空港ビルディング(株)		https://nagasaki-airport.jp/news/detail.php?id=505	
熊本空港ビルディング(株)		ttps://www.kmj-ab.co.jp/about.html	
大分航空ターミナル(株)		https://oat.oita-airport.jp/abouts/barrierfree.html	
宮崎空港ビル(株)	R2.6.30	https://www.miyazaki-airport.co.jp/	
鹿児島空港ビルディング(株)	R2.6.29	https://www.koj-ab.co.jp/airports/barrierfree.html	
福岡国際空港(株)	R2.6.29	https://www.fukuoka-airport.co.jp/company_barrierfree.html	

【航空機】

事業者名	掲載日	掲載日 掲載箇所	
日本エアコミューター(株)	R2.6.29	https://www.jal.co.jp/jalpri/common/pdf/jac_plan02.pdf	
		https://www.jal.co.jp/jalpri/action/jac_plan02.html	

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律の一部を改正する法律について(概要)

①令和2年6月19日施行分





国土交通省

<u>市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携)(主務大臣に文科大臣を追加)</u>

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン*)の記載事項に 「心のバリアフリー」に関する事項を追加
 - ※旅客施設を中心とした地区等において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもの(具体の事業の位置づけは不要)
- 市町村が作成する<u>基本構想に記載する事業メニュー</u>の一つとして、心のバリアフリーに関する<u>「教育啓発特定事業」を追加</u>
- 「<u>教育啓発特定事業」</u>を含むハード・ソフトー体の基本構想について、<u>作成経費を補助</u> (※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設

基本構想制度について

旅客施設など、高齢者、障害者等が利用する施設が集積する地区(「重点整備地区」)において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、面的なバリアフリー化を実現するための「基本構想」を<u>市町村が作成</u>。

基本構想には、ハード整備に関する事業(公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業)を位置づけることで、関係者に事業の実施が義務付けられる。

現在の特定事業(例)

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入、ホームドアの設置等 歩道へ



道路特定事業

歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置、 車道との段差解消、滑り止め舗装等





建築物特定事業

建築物内のエレベーター設置、 障害者対応型 便所の整備等



交通安全特定事業

音響式信号機、 残り時間のわか る信号機、 エスコートゾーンの設置等





教育啓発特定事業(例)

- 学校におけるバリアフリー教室の開催
- ・障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会や セミナーの開催
- ・交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施







高齢者疑似体験 車椅子サポート体験 当事者講師による セミナー

②令和3年4月1日施行分



〇公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設

- 公共交通事業者等は、旅客施設・車両等の新設等の場合のハード基準への適合義務に加え、<u>役務の提供の方法</u>に関する基準(ソフト基準※)を遵守しなければならないこととする。
 - ※スロープ板の適切な操作、適切な明るさの確保等

〇交通結節点における移動等円滑化に関する協議への応諾義務の創設

■ 高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、公共交通事業者等が他の公共交通事業者等に対し、 ハード・ソフト(旅客施設、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者 等は、当該措置により旅客施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある 場合を除き、これに応じなければならないこととする。

【参考】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (平成三十年五月十七日参議院国土交通委員会)

三 高齢者、障害者等の移動に配慮し、交通結節点における移動の連続性を確保するため、接遇を含めた関係者の連携が十分に図られるよう、必要な措置を講ずること。

優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ 等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載事項に「<u>車両の優先席、車椅子用駐車</u>施設、障害者用トイレ等の適正な利用」等を追加

対象施設の例



(車両等の優先席)



(車椅子使用者用駐車施設)



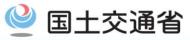
(障害者用トイレ)

等

施設設置管理者が講ずべき具体的措置

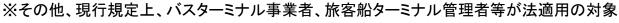
真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ 等

バリアフリー基準適合義務の対象拡大



■ 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

公共交通事業者等





鉄道事業者



路線バス事業者(定期運行):



貸切バス事業者



一般旅客定期航路事業者



本邦航空運送事業者



軌道経営者



タクシー事業者



旅客不定期航路事業者 (遊覧船等)



航空旅客ターミナル管理者

建築物

特別特定建築物(2,000㎡以上) (特別支援学校、病院、店舗、ホテル等)



特別特定建築物に<u>公**立小中学校</u>を追加**</u>



道路

特定道路

(移動等円滑化が特に必要な道路を国土交通 大臣が指定) __**■**__

旅客特定車両停留施設

(バス等の旅客の乗降のための道路施設)



公園施設

特定公園施設 (都市公園内の園路、広場、 休憩所、駐車場、便所等)

路外駐車場

特定路外駐車場 (500㎡以上の駐車料金を 徴収する路外駐車場)

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(中間とりまとめ)(概要)

背景

▶ 現行の基本方針におけるバリアフリー化の目標は令和2年度までの期限となっていることから、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なご意見をいただきながら、次期目標に関する考え方を整理。今後、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況変化も見極めつつ、さらに検討を進め、目標値を具体化していく。

(第8回検討会: 令和元年11月15日、第9回検討会: 令和2年1月16日、第10回検討会: 令和2年6月17日)

次期目標の設定に向けた見直しの視点

- ・現行目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が 連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。
- ・次期目標については、<u>ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進</u>していく観点から、<u>以下の点に留意して検</u> <u>討</u>する。
 - ▶ 各施設等について地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進 (平均利用者数^(※1)が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加)
 - ▶ <u>聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー</u>の進捗状況の見える化 (旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)
 - ▶ マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進
 - ▶ 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる「心のバリアフリー」の推進
- ※1:新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果(例えば、 過去3年度における平均値を用いる)も考慮したうえで、取組む

目標期間

- -現行目標期間:平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの10年間
- ・次期目標期間:社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、<mark>おおむね5年間</mark>(※2)

※2:新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、 必要に応じて目標の見直しに努める

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(中間とりまとめ)(概要)

次期目標に関する考え方

(赤字:目標の追加)

				(A).] : [] [Mr. A SENH)
		2018年度末	2025年度末までの目標に関する考え方	
			(現状)	
	段差の解消		90%	〇パリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加
		視覚障害者誘導用ブロック	95%	○3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設 ○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う
	鉄 軌 道 駅	案内設備(※2)	<u>71%</u>	○○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化
鉄軌道	(※1)	障害者用トイレ(※3)	87%	※高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める ※駅施設・車両の構造、運行の状況、駅の利用状況等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める
		ホームドア・可動式 ホーム柵	84路線 783駅	○10万人以上駅の優先的な整備を引き続き推進(番線単位の数値目標を設定) ○10万人未満駅を含む全体の番線単位の数値目標を設定
	鉄軌道車両	(※4)	73%	〇2020年4月に施行された新たなバリアフリー基準への適合状況を踏まえてバリアフリー化率に関する目標値を設定 ※新幹線車両については「新幹線のバリアフリー対策検討会」での議論を踏まえ、公共交通移動等円滑化基準を改正したうえで、必要なバリアフリー化を推進
		段差の解消	94%	
	バスターミ	視覚障害者誘導用ブ ロック	96%	バリアフリー指標として、 <u>案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加</u> 〇3,000人以上/日の施設及び <u>基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設</u> を原則100%
	ナル(※1)	案内設備(※2)	<u>68%</u>	〇その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		障害者用トイレ(※3)	75%	
バス		ノンステップバス	59%	目標値を引き上げる
	乗合バス 車両(※4)	リフト付きバス等 (適用除外車両)	5%	〇約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化 〇1日当たりの平均的な利用者数が一定数以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線を運行する 乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、新たな目標値を設定
	貸切バス車両	页 (※4)	1,013台	約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
タクシー	福祉タクシー	車両 (※4)	28,602台	○目標値を引き上げる ○ユニバーサルデザインタクシーの導入に関する目標値を新たに設定 (2018年度末(現状):12,533台)
		段差の解消	100%	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加
	旅客船ター	視覚障害者誘導用ブ ロック	79%	○ <u>2,000人以上/日の施設</u> を原則100%
船舶	ミナル(※1)	案内設備 (※2) 障害者用トイレ(※3)	50% 92%	〇離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 〇その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		S不定期航路事業の用 (を含む。)(※4)	46%(※5)	〇目標値を引き上げる 〇2.000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 〇その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

^{※1 1}日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

^{※2} 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

^{※3} 便所を設置している旅客施設が対象。

^{※4} 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。

^{※5 2019}年4月より適用となった旅客不定期航路事業の用に供する船舶は含まれていない。

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(中間とりまとめ)(概要)

次期目標に関する考え方(つづき)

(赤字:目標の追加)

		2018年度末 (現状)	2025年度末までの目標に関する考え方	
	FR 34 0 /77.3W	1,000.11		
	段差の解消 段差の解消 航空旅客 視覚暗宝者誘	87%	│ │ ○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加	
	ターミナル ブロック	9/%	○2,000人以上/日の施設を原則100%	
航空	(※1) 案内設備(※2		○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	障害者用トイレ	·(※3) 92%		
	航空機 (※4)	98%	原則100%	
道路	重点整備地区内の主要な生 連経路を構成する道路	89% (※5)	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約4,450km(2019年7月拡大)のバリアフリー化に関する目標値を設定	
	園路及び広場	57%		
都市公園	駐車場	48%	規模の大きい公園のバリアフリー化率の目標値を引き上げる	
便所		36%		
路外駐車場特定路外駐車場		65%	目標値を引き上げる	
			〇床面積の合計が2,000m ² 以上の特別特定建築物のバリアフリー化率の目標値を引き上げる	
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物	築物 60%	○床面積の合計が2,000m²未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作	
建架物	(※6)のストック	60%	成及び周知により、バリアフリー化を促進	
			※公立小中学校については、文部科学省においてバリアフリー化の実態を的確に把握し、整備目標を検討	
I= 0 100 kg	主要な生活関連経路を構成	する道	原則100%	
信号機等	路に設置されている信号機等	99%	※音響機能付加信号機等及びエスコートゾーンについて、施設毎の整備状況を把握した上で、目標値を明記	
++ -1 -1+++0 ^^	移動等円滑化促進方針の作	<u>7自治体 (※7)</u>	移動等円滑化促進方針の作成市町村数に関する数値目標を設定	
基本構想等	移動等円滑化基本構想の作	成 304自治体 (※8)	2,000人以上/日である鉄軌道駅及びバスターミナルが所在する市町村に占める割合を勘案して基本構想の作成市町村数に関する数値目標を設定	
<u>[1</u>	<u> いのバリアフリー」</u>	_	○移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する ○「心のパリアフリー」の用語の認知度に関する数値目標を設定 (現状:約24%(※9))	

- ※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。
- ※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。
- ※3 便所を設置している旅客施設が対象。
- ※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。
- ※5 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約1,700kmが対象。
- ※6 公立小中学校は除く。
- ※7 2020年5月末の数値。
- ※8 2020年3月末の数値。
- ※9 2019年12月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

(参考)基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況の概要(2018年度末)

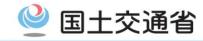
			2018年度末	
			(現状)	2020年度末までの目標(令和2年度末)
鉄軌道駅※1		90%	〇3,000人以上を原則100% 〇この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う 〇その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化	
鉄軌道		ホームドア・可動式ホーム柵	84路線 783駅	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進 ※交通政策基本計画において2020年度までに約800駅の整備を行う
	鉄軌道車両		73%	約70%
	バスターミナ	ル※1	94%	〇3,000人以上を原則100% 〇その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りパリアフリー化
バス	乗合バス	ノンステップバス	59%	約70%(対象から適用除外認定車両(高速バス等)を除外)
	車両	リフト付きバス等	5%	約25%(リフト付バス又はスロープ付きバス。適用除外認定車両(高速バス等)を対象)
	貸切バス車	, 両	1,013台	約2,100台
船舶	旅客船ターミナル※1 舶 旅客船(旅客不定期航路事業の用に 供する船舶を含む。)		100%	〇3,000人以上を原則100% 〇離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 〇その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
			46%	○約50% ○5,000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
航空	航空旅客ター	ーミナル※1	87%	〇3,000人以上を原則100% 〇その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	航空機		98%	原則100%
タクシー	福祉タクシー	-車両	28,602台	約44,000台
道路	重点整備地区内の主要な生活関連 経路を構成する道路		89%	原則100%
	園路及び広場 駐車場		57%	約60%
都市公園			48%	約60%
便所		36%	約45%	
路外駐車場	特定路外駐	車場	65%	約70%
建築物	2,000 m [*] 以上 トック	の特別特定建築物のス	60%	約60%
信号機等		関連経路を構成する道路 こいる信号機等	99%	原則100%

^{※1} 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

各地域分科会における主な意見



各地域分科会における主な意見(九州・沖縄)



〇九州分科会

- ・特急電車で移動の際、障害者や車椅子の方は、障害者席を確保できず、デッキが当たり前となっっている。室内に比べたらかなり激しい揺れがあり、暑かったり寒かったりする。1車両の4席ぐらいをとって車椅子の方々がそのまま入れるような仕組みはつくれないのか。障害がある方もない方も平等に、室内でしっかりと安全に移動できるようなことを考えていただきたい。
- ・大分の中心市街地から大分空港間は、路線バスが一つしかなく事前予約が必要であるため、往 復3万円以上かけて福祉タクシーで移動している。大分空港から高速バスはあるが、車椅子が1台 も乗れない。他の障害者が大分に来る際は、福岡空港や北九州空港を利用して電車でくるように アドバイスしており、九州全体の課題の一つ。

〇沖縄分科会

- ・<u>車いすで橋から道路の段差切り下げがなくて通れないところがある</u>。このような場合、国・県・市町村道を含めた相談窓口がどこなのか。久茂地交差点は、国道・県道・市道にまたがっていたが、調整機能がなく、当事者団体がそれぞれに修繕の調整を2 年がかりでやった経緯がある。是非、ワンストップ窓口の創出を道路管理者間で協議してほしい。
- ・<u>聴覚障害者は視覚情報が大切</u>だが、広い空港等での緊急情報を取るのに苦労する。放送は聞こえないので、<u>緊急時の避難行動について、文字表示機、フラッシュライト等も考えて欲しい。空港は</u>ほとんどバリアフリー化が進んでいるということだが、情報保障という点ではまだ足りないと思う。

基本構想作成市町村一覧 (令和2年3月末時点)

都道府県	市町村
	札幌市
	小樽市
	旭川市
	室蘭市
	釧路市
	北見市
	苫小牧市
上 北海道	江別市
北海坦	千歳市
	滝川市
	深川市
	富良野市
	恵庭市
	伊達市
	枝幸町
	遠軽町
青森県	青森市
岩手県	盛岡市
	一関市
宮城県	仙台市
£l.m.lB	松島町
秋田県	秋田市
山形県	山形市
	南陽市
	福島市
福島県	<u>会津若松市</u> 郡山市
	いわき市
	水戸市
	日立市
	土浦市
茨城県	石岡市
30,221	笠間市
	取手市
	ひたちなか市
	宇都宮市
	栃木市
	佐野市
 栃木県	鹿沼市
伽不乐	日光市
	小山市
	那須塩原市
	下野市
	前橋市
群馬県	高崎市
	伊勢崎市
	さいたま市
	熊谷市
	川口市
	所沢市
埼玉県	東松山市
	深谷市
	入間市
	白岡市
	小川町
	寄居町

都道府県	市町村
	千葉市
	市川市
	船橋市
	松戸市
	野田市
	習志野市
マボロ	柏市
千葉県	市原市
	流山市
	八千代市
	我孫子市
	鎌ケ谷市
	浦安市
	袖ケ浦市 千代田区
	港区
	新宿区
	文京区
	台東区
	墨田区
	江東区
	品川区
	目黒区
	大田区
	世田谷区
	中野区
	杉並区
	豊島区
東京都	北区
	荒川区
	板橋区
	練馬区
	足立区
	葛飾区
	渋谷区
	八王子市
	武蔵野市
	二鷹巾
	府中市
	調布市
	町田市
	小金井市
	日野市
	羽村市
	横浜市
	川崎市
	相模原市
	平塚市
	<u>鎌倉市</u>
神奈川県	藤沢市
11227171	小田原市
	茅ヶ崎市
	逗子市
	三浦市
	秦野市
	厚木市

都道府県	市町村
1	大和市
	伊勢原市
神奈川県	座間市
11720 1710	大磯町
	二宮町
	新潟市
	長岡市
	柏崎市
	新発田市
新潟県	見附市
	糸魚川市
	上越市
	南魚沼市
	湯沢町
富山県	魚津市
て 川 周	射水市
石川県	金沢市 福井市
福井県	<u>福井市</u> 敦賀市
	甲府市
	山梨市
山梨県	笛吹市
	上野原市
	松本市
	岡谷市
長野県	諏訪市
	塩尻市
	茅野市
	岐阜市
	多治見市
	中津川市
	瑞浪市
	羽島市
J. 中 日	恵那市
岐阜県	美濃加茂市 土岐市
	<u>工吸巾</u> 各務原市
	可児市
	瑞穂市
	笠松町
	垂井町
	静岡市
	浜松市
	沼津市
	熱海市
	三島市
	富士宮市
静岡県	伊東市
	島田市
	富士市
	焼津市
	藤枝市
	御殿場市
	袋井市
愛知県	名古屋市 岡崎市
	加加山川

都道府県	市町村
	瀬戸市
	春日井市
	豊川市
愛知県	刈谷市
支加 示	豊田市
	日進市
	知多市
	阿久比町
	津市 伊勢市
三重県	松阪市
ーエバ	桑名市
	<u> </u>
	大津市
	彦根市
	長浜市
	近江八幡市
	草津市
滋賀県	守山市
	栗東市 甲賀市
	<u>甲貝甲</u> 野洲市
	高島市
	米原市
	竜王町
	京都市
	福知山市
	宇治市
	亀岡市
京都府	向日市
NA HI-VI I	長岡京市
	<u>京田辺市</u> 木津川市
	大山崎町
	大阪市
	堺市
	岸和田市
	豊中市
	池田市
	吹田市
	高槻市
	貝塚市
	<u>守口市</u> 枚方市
	<u> </u>
大阪府	八尾市
7 (1927)19	泉佐野市
	富田林市
	寝屋川市
	河内長野市
	松原市
	大東市
	和泉市
	<u>箕面市</u>
	柏原市
	羽曳野市 門真市
I	미共미

都道府県	市町村
<u> </u>	
	<u> </u>
	高石市
	藤井寺市
大阪府	東大阪市
	泉南市
	四條畷市
	交野市
	大阪狭山市
	阪南市
	島本町
兵庫県	神戸市
	姫路市
	明石市
	西宮市
	芦屋市
	加古川市
	宝塚市
	川西市
	播磨町
	奈良市
	大和郡山市
	橿原市
	香芝市
奈良県	葛城市
	河合町
	桜井市
	斑鳩町
	上牧町
	和歌山市
和歌山県	橋本市
	田辺市
	高野町
	那智勝浦町
	鳥取市
鳥取県	
与以 朱	<u>米子市</u>
	倉吉市
白和田	松江市
島根県	出雲市
	江津市
岡山県	倉敷市
	笠岡市
	<u>広島市</u>
	<u> </u>
	三原市
	尾道市
広島県	福山市
	東広島市
	廿日市市
	海田町
	坂町
山口県	下関市
	山口市
	周南市
徳島県	徳島市
	高松市
香川県	丸亀市
愛媛県	松山市
	今治市
	/ /H 'I'

都道府県	市町村
高知県	高知市
福岡県	北九州市
	福岡市
	大牟田市
	久留米市
	筑紫野市
	大野城市
	古賀市
	福津市
	糸島市
	遠賀町
佐賀県	唐津市
長崎県	長崎市
	佐世保市
熊本県	熊本市
大分県	大分市
	別府市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市
沖縄県	宮古島市

計 304市町村 R1年度作成